

国民健康保険特別会計状況調書

1. 被保険者の一部負担割合

- (1) 義務教育就学前 医療費の2割
- (2) 義務教育就学後から70歳未満 医療費の3割
- (3) 70歳以上75歳未満 医療費の2割又は3割
(ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者は1割又は3割)

※医療費とは保険診療の費用であり、入院時の食事に要する費用等を除く。

2. 国民健康保険税課税額

年度		平成26年度 当初予算	平成25年度 当初予算	平成24年度 決算
区分				
医療給付費課税額	所得割	8.3%	8.3%	8.5%
	均等割	26,000円	26,000円	26,000円
	平等割	25,000円	25,000円	25,000円
	課税限度額	510,000円	510,000円	510,000円
	1世帯当たり税額	98,065円	97,239円	98,737円
	1人当たり税額	60,922円	60,468円	61,247円
介護納付金課税額	所得割	2.5%	2.5%	2.5%
	均等割	5,200円	5,200円	5,200円
	平等割	5,800円	5,800円	5,800円
	課税限度額	120,000円	120,000円	120,000円
	1世帯当たり税額	19,846円	19,020円	19,511円
	1人当たり税額	15,634円	15,238円	15,992円
後期高齢者支援金納付金	所得割	1.8%	1.8%	1.8%
	均等割	3,800円	3,800円	3,800円
	平等割	4,000円	4,000円	4,000円
	課税限度額	140,000円	140,000円	140,000円
	1世帯当たり税額	18,444円	18,318円	18,567円
	1人当たり税額	11,458円	11,391円	11,517円

3. 世帯数及び被保険者数（年間平均）

年度		平成26年度 当初予算		平成25年度 当初予算		平成24年度 決算	
区分							
医療・後期支援課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
世帯数	世帯	%		世帯	%	世帯	%
	7,878	97.5	8,076	100.8	8,013	99.0	
被保険者数	人	%		人	%	人	%
	12,681	97.6	12,987	100.5	12,918	98.4	
介護納付金課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
世帯数	世帯	%		世帯	%	世帯	%
	3,359	94.2	3,566	100.4	3,553	97.2	
被保険者数	人	%		人	%	人	%
	4,264	95.8	4,451	102.7	4,335	96.4	

4. 主な保険者負担額の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	平成26年度 当初予算		平成25年度 当初予算		平成24年度 決算	
	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比
療養給付費	4,085,578	105.0	3,892,608	97.5	3,993,824	102.8
療養費	33,341	98.5	33,847	94.5	35,826	102.4
高額療養費	605,037	110.2	548,812	91.8	597,974	106.9
老人保健拠出金	49	83.1	59	178.8	33	84.6
後期高齢者支援金	662,500	98.0	676,229	107.2	631,018	111.1
介護納付金	240,658	91.1	264,030	96.5	273,572	112.2
計	5,627,163	103.9	5,415,585	97.9	5,532,247	104.6

5. 歳入歳出予算年度別内訳

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成26年度 当初予算	平成25年度 当初予算	平成24年度 決算
国民健康保険税	932,957	950,738	989,010
医療給付費分	733,184	747,657	780,824
介護納付金分	65,079	66,705	65,841
後期高齢者支援金分	134,694	136,376	142,345
使用料及び手数料	10	10	0
国庫支出金	1,583,473	1,464,108	1,511,198
療養給付費等交付金	447,724	458,222	541,964
前期高齢者交付金	2,191,913	2,091,933	1,888,764
道支出金	351,901	323,772	305,892
共同事業交付金	744,124	726,165	839,306
財産収入	10	10	157
繰入金	464,358	445,633	342,801
繰越金	30,000	50,000	274,861
諸収入	4,230	4,109	5,217
合 計	6,750,700	6,514,700	6,699,170

(歳出)

(単位：千円)

科 目		平成 2 6 年度 当 初 予 算	平成 2 5 年度 当 初 予 算	平成 2 4 年度 決 算
総 務 費		128,439	118,107	104,537
保 険 給 付 費		4,758,062	4,507,422	4,658,425
一 般	療 養 給 付 費	3,752,402	3,544,740	3,610,926
	療 養 費	31,191	31,406	30,364
	高 額 療 養 費	549,193	484,877	518,721
	移 送 費	500	500	0
退 職	療 養 給 付 費	333,176	347,868	382,898
	療 養 費	2,150	2,441	5,462
	高 額 療 養 費	56,844	64,935	79,298
	移 送 費	500	500	0
そ の 他	審 査 支 払 手 数 料	10,196	10,205	9,695
	出 産 育 児 一 時 金	18,910	16,800	18,421
	葬 祭 費	3,000	3,150	2,640
老人保健拠出金		49	59	33
後期高齢者支援金		662,500	676,229	631,018
前期高齢者納付金		482	424	653
介 護 納 付 金		240,658	264,030	273,572
共 同 事 業 拠 出 金		744,134	726,175	718,005
保 健 事 業 費		106,966	112,844	102,090
積 立 金		10	10	157
公 債 費		1,500	1,500	0
諸 支 出 金		7,900	7,900	59,432
予 備 費		100,000	100,000	0
合 計		6,750,700	6,514,700	6,547,922
収 支 差 引		0	0	151,248

6. 1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
費用額	4,244,919,810 円	4,071,539,940 円	3,926,088,518 円
対前年度比	104.3 %	103.7 %	98.4 %
1人当たり費用額	328,605 円	310,024 円	299,839 円
対前年度比	106.0 %	103.4 %	99.0 %
受診件数	132,382 件	133,259 件	132,009 件
1件当たり費用額	32,066 円	30,554 円	29,741 円
対前年度比	104.9 %	102.7 %	102.9 %
受診率	1,008.01 %	1,014.69 %	1,008.16 %

※費用額とは、入院、入院外、歯科の診療費をいう。

(参考)

区 分	平成23年度	平成22年度	
1人当たり費用額	全 国	243,133 円	237,682 円
	全 道	273,736 円	269,796 円

7. 疾病予防等事業

(1) 目的 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と、疾病の早期発見、医療費の適正化を図ることを目的として実施する。

(2) 平成26年度の主な事業内容 (単位：千円)

事業項目	事業内容	予算額
エイズ予防パンフレットの配布	エイズについての正しい知識の普及を図るため、成人式でエイズ予防に関するパンフレットを配布する。	155
スポーツ健康フェスティバル開催経費の負担	市民の健康づくり意識の向上を図るため、スポーツ健康フェスティバルの開催経費の一部を負担する。	165
市民ラジオ体操会開催経費の負担	市民の健康の保持・増進を図るため、市民ラジオ体操会の開催経費の一部を負担する。	40
市民プール等利用料助成	糖尿病の重症化予防対策として、糖尿病通院治療者に対し、市民プール等の利用料の助成を行う。	538
水中運動教室受講料助成	国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防、改善を図るため、水中運動教室の月額受講料の一部を助成する。	1,210
脳ドック助成	脳梗塞、くも膜下出血などの早期発見のため、脳ドックの自己負担額の一部を助成する。	6,830
短期人間ドック助成	39歳以下の国民健康保険被保険者に対し、短期人間ドック受診の自己負担額の一部を助成する。(40歳以上は特定健診経費に含む)	1,451
がん検診料等助成	国民健康保険被保険者に対し、がん検診等の自己負担額の全額を助成する。	6,055
インフルエンザ予防接種助成	国民健康保険被保険者(高齢者)に対し、インフルエンザ予防接種の自己負担額の全額を助成する。	8,451
医療費等通知	国民健康保険被保険者が受診した医療機関や医療費の総額などをお知らせする医療費通知や、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、健康や医療費に対する認識を深める。	3,077
合計		27,972

8. 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 目的 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を医療保険者として実施することが義務付けられている。

- ① 特定健康診査：40歳～75歳未満の被保険者を対象とし、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防につなげる。
- ② 特定保健指導：特定健康診査の結果に基づき、腹囲、体重、検査値、年齢等により階層化し、対象に応じて積極的支援または動機づけ支援を実施するほか、該当者に対し市民プール等の利用料の助成を行う。

(2) 平成26年度予定値

- ・特定健康診査受診者数：2,875件(目標率36%)
- ・健診委託料：52,691千円
- ・特定保健指導実施数：165件(目標率42%)